

1. 匿名加工医療情報の利活用

(1) 利活用を推進する観点からの匿名加工医療情報の在り方

- 利活用者に対するガバナンス等の更なる強化、再識別等による不当なデータ利用に対する社会的規範の確立を検討しつつ、個人情報保護法の「匿名加工情報」の概念等に必ずしもとられない匿名化の在り方を検討する。
⇒ 認定事業者の厳格な管理下、医療分野の研究開発に適した、継続的なデータ提供等を可能とする。
- 具体的な匿名加工事例を認定事業者間で開発・共有・集積するとともに、国の運用指針の明確化を進める。

(2) 薬事目的での匿名加工医療情報の利活用を推進する取組

- 薬事目的で審査当局に提出された匿名加工医療情報の信頼性確保の観点から、元データを認定事業者が提供できる方策を検討する。
⇒ 薬事目的での匿名加工医療情報の活用を促進
- 認定事業者のデータベースを薬事目的で活用するための実証調査研究を実施する。

(3) 利活用者が情報を探索・活用しやすくする取組

- 認定事業者による情報公開の促進やオンサイトセンターを活用した取組を推進する。

2. 多様な医療情報の収集

(1) 医療機関等におけるオプトアウト通知の在り方

- 通知内容のHP掲載や通知文書の窓口での据置きなど、複数の手段を組み合わせる効果的に伝える手法を検討する。
- 管理者変更等について、個人の権利利益を保護した上で、本人が容易に知り得る状態に置くことを可能にし、現場負担の軽減を検討する。

(2) 協力機関・提供医療情報件数の拡大に向けた取組

- データ量による評価とは別に、データの質を評価できる認定基準を検討する。
- 認定事業者に医療情報を提供するメリットなどを分かりやすく周知する。
- 一定規模以上の医療機関等の参画を求めていく方策を検討する。
- 二次利用にもつながる電子カルテ情報の標準化を推進する。

(3) NDB等の公的DBや既存の民間DBとの連携

- 利活用者におけるNDB等との連結解析を可能とするための法的・技術的課題を検討する。
- 学会の保有する疾患レジストリやバイオバンク等との連携に向けた周知広報に取り組む。

(4) 死亡日・死因、学校健診情報などの収集に向けた取組

- 死亡日・死因については、(3)の検討の中で、対応を検討する。
- 地方公共団体への積極的な周知の方策を検討する。

※死者の医療情報収集については、本人通知を不要とすることに対する国民理解が得られないおそれがあり、必要性を引き続き精査する。

3. 認定事業者による確実な安全管理措置の実施

(1) 匿名加工及び情報セキュリティに関する取組

- 具体的な匿名加工事例を認定事業者間で開発・共有・集積するとともに、国の運用指針による明確化を進める。【再掲】
- 技術進展やこれまでの運用実績も踏まえ、セキュリティ基準の最適化を検討する。

現状の課題

検討を進めるべき 具体的方策

1. 匿名加工医療情報の利活用

(1) 匿名加工医療情報は、氏名等と仮IDの対応表を破棄する必要があること等により、特定の個人を再識別したデータ追加による継続的・発展的な研究が困難であり、研究や薬事目的で活用しにくい

① 再識別による継続的・追加的なデータ提供を可能とする匿名化の在り方

・ 対応表保持等に伴い、利活用者に対するガバナンス等の更なる強化や不当なデータ利用に対する社会的規範の確立についても検討

② 具体的な匿名加工事例の開発・共有・集積や国の運用指針による明確化

・ オンサイトセンターにおいて、匿名加工医療情報又は統計情報のみが提供される範囲内でゲノム情報を含む医療情報を検索・解析し、その結果のみを提供する手法についても検討

(2) 薬事目的でのRWDの活用について、ガイドラインはあるが、次世代医療基盤法に基づくDBの実際の適用例がなく、活用手法について検証が進んでいない

① 薬事承認のため審査当局に提出された匿名加工医療情報の元データの提供の可能化

② 薬事目的で次世代医療基盤法DBを用いる実証調査研究の実施

(3) 認定事業者のデータベースの詳細が不明であり、実際の利活用に向けた検討が進まない

① 認定事業者による情報公開の促進

・ データカタログや作成した統計情報の公表

・ オンサイトセンターを活用した新たな活用事例を探索できる取組の推進

次世代医療基盤法検討ワーキンググループ 中間とりまとめ②

現状の課題

検討を進めるべき
具体的方策

2. 多様な医療情報の収集

(1) 医療機関等における医療情報を提供するための本人通知の負担が大きい

- ① 通知文書のHP掲載や窓口での据置きなどの組合せによる効果的な本人通知
- ② 管理者変更等について本人が容易に知り得る状態に置くことを可能化

(2) 協力機関は急性期病院が中心で、名寄せが可能な次世代医療基盤法の特徴が発揮できていない

- ① データ量による評価とは別に、質を評価できる認定基準
- ② 医療情報を提供するメリットなどの周知
 - ・ 協力機関マーク（仮称）や冊子・用語集の作成
 - ・ 電子カルテのバックアップサービスなどの好事例の紹介
- ③ 医療機関等による参画検討の促進
- ④ 一定規模以上の医療機関等に対する参画要請の強化
- ⑤ 二次利用にもつながる電子カルテ情報の標準化の推進

(3) NDB等との連結は認められていない

- ① NDB等との連結解析の法的・技術的課題
- ② 学会等が保有するDBとの連携に向けた周知広報

(4) 地方公共団体が保有する医療情報の収集が進んでいない

- ① 好事例の横展開による地方公共団体への周知

※ 通知前に亡くなった方の医療情報を収集できない

※ 本人通知を不要とすることに対して国民理解が得られないおそれがあり、必要性を引き続き精査

現状の課題

3. 認定事業者による確実な安全管理措置の実施

検討を進めるべき
具体的方策

(1) 必要な安全管理措置は技術進展等によって変化するため、不断の見直しが必要

- ①具体的な匿名加工事例の開発・共有・集積や国の運用指針による明確化
- ②技術進展やこれまでの運用実績も踏まえたセキュリティ基準の最適化